

## 5 建設業許可・経営事項審査の電子申請について

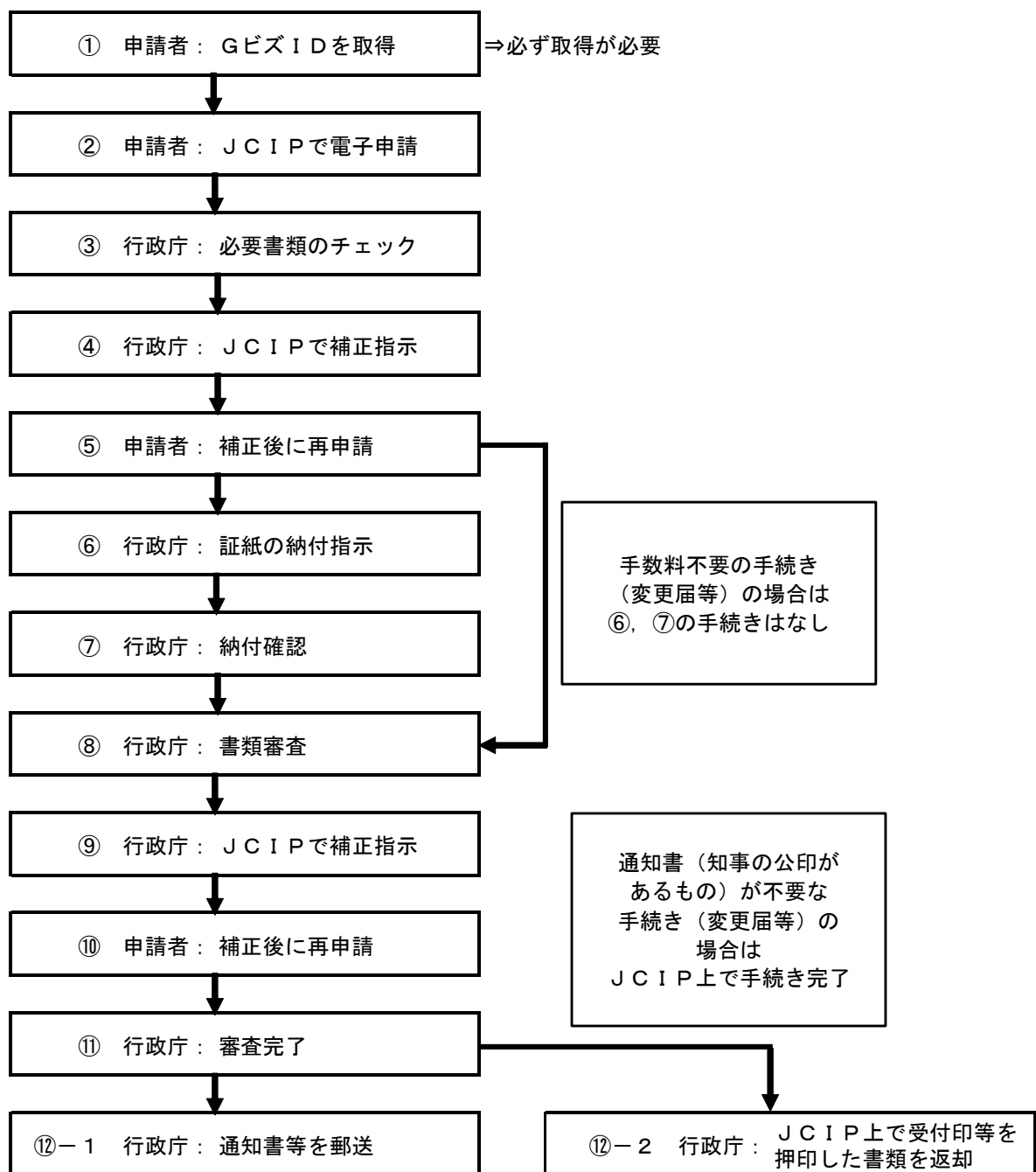
### (1) 概要

本県では、令和5年1月10日から、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの運用が開始されました（引き続き、紙による申請及び届出等も行うことができます）。

非対面での申請手続きを行うことができる環境を整備するため、国が整備したシステムを利用した手続きとなっています。

手続き方法等、留意事項については、県ホームページに随時情報を掲載していきますので、ご確認の上、ご対応をお願いします。

### (2) 申請方法等の流れ



### (3) 申請にあたっての留意事項等

#### ① 共通事項

- ・ 申請者の入力画面については、行政庁側で確認することができませんので、入力方法等のご質問等については、J C I Pヘルプデスク（0570-033-730 平日 9:00～17:00）へご連絡ください。
- ・ 申請書類については、書面での申請の場合と同じであり、システム上に入力できない添付書類等は、漏れなく「その他の添付ファイル」に添付してください。
- ・ システムの仕様上、申請者が入力した項目については、原則行政庁での修正等はできませんので、修正指示があった項目については漏れなく修正をお願いします。
- ・ 添付書類の原本確認は不要です。
- ・ 証紙が必要な手続きの場合は、「納付指示」があり次第、お早めに台紙に貼付の上郵送又は窓口で提出をお願いします（電子納付には対応していません）。

#### ② 建設業許可関連

- ・ 本システムでは、「事前認可」手続き（P30～P36）は対応していませんので、事前認可の申請の場合は、紙での申請をお願いします。
- ・ 履歴事項全部証明書については、「登記情報提供サービス」で取得したものは証明書にはなりません。

#### ② 経営事項審査関連

- ・ 前回経営事項審査結果の有効期間満了の15日前（閉庁日を除く）までには申請してください。
- ・ 「その他の添付ファイル」に、以下の書類を追加で添付してください。

- A 前回の経営事項審査の様式第二十五号の十四（「経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総業評定値請求書」）
- B 前回の経営事項審査の別紙一（「工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高」）
- C 前回の経営事項審査の別紙二（「技術職員名簿」）
- D 前回の経営事項審査の別紙三（「その他の審査項目（社会性等）」）
- E 前回の経営事項審査の「建設機械の保有状況、I S O等の取得状況一覧表」
- F 直近決算期の工事経歴書に記載された工事の「契約書または請求書」及び「元帳又は通帳」

※ 全ての工事について添付するのではなく、各業種ごとに「官公庁元請工事」「民間元請工事」「民間下請工事」それぞれにつき工事金額が一番大きいもののみを添付

- ・ 従来から各会場で実施している対面での審査については、今後も継続して行います。